

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、令和8年度（債務負担行為）山形県立中央病院受変電設備・発電設備等更新工事の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。
この入札は、山形県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により執行する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和8年10月16日

山形県病院事業管理者 阿 彦 忠 之

1 入札書の受付期間、開札の場所及び開札の日時等

(1) 入札書の受付期間 令和8年12月11日（金）から同月15日（火）まで

（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

(2) 入札書の受付時間 午前8時から午後10時（入札書の受付期間の最終日にあつては午後4時）まで

(3) 書面による入札

イ 入札に参加を希望する者で電子入札システムによる入札により難しいものは、持参又は郵送により、書面による入札を行うことができる。この場合の入札手続は入札説明書による。

ロ 書面による入札を行う者は、入札書を令和8年12月15日（火）午後4時まで（郵送の場合は、この時間までに必着すること。）に山形市松波二丁目8番1号 山形県病院事業局県立病院課経営施設係に提出すること。

(4) 開札の場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）

(5) 開札の日時 令和8年12月16日（水）午後1時50分

2 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称 令和8年度（債務負担行為）山形県立中央病院受変電設備・発電設備等更新工事（以下「対象工事」という。）

(2) 工事の場所 山形市青柳 地内

(3) 工事の概要 電気工事

(4) 工 期 令和12年3月29日まで

(5) 予 定 価 格 3,175,620,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 競争入札参加者の資格に関する公告（令和8年10月16日付け山形県公報第746号）により公示された資格を有する者2者又は3者で自主構成する特定建設工事共同企業体（以下「特定共同企業体」という。）であること。

(2) 特定共同企業体の構成員は、共同連帯して対象工事を完成させるものであること。

(3) 特定共同企業体の構成員は、そのいずれもが次に掲げる要件を満たしていること。

イ 経常建設工事共同企業体、復旧・復興建設工事共同企業体又は事業協同組合でないこと。

ロ 出資比率は、2者の場合にあつては30パーセント以上、3者の場合にあつては20パーセント以上であること。

ハ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過していないものでないこと又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

ニ 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項の規定による競争入札参加資格者名簿に電気工事の資格者として登載されていること。

ホ 対象工事の入札において、単体企業で参加していないこと又は他の特定共同企業体の構成員になっていないこと。

ヘ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していること。ただし、個人事業所で、かつ、従業員が4人以下である等の事由により適用事業所に該当しない場合を除く。

ト 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

チ 規則第132条の規定に基づく建設工事請負契約約款（昭和39年8月県告示第707号。以下「建設工事請負契約約款」という。）第49条第11号イからトまでのいずれにも該当しないこと。

リ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者にあつては、当該更正手続開始又は当該再生手続開始の決定の日を審査基準日とする経営事項審査の結果をもとに、建設工事の入札参加資格の審査を受けた者であること。

(4) 特定共同企業体の代表者が、次に掲げる要件を全て満たしていること。

イ 構成員の中で出資比率が最大の者であること。

ロ 平成23年4月以降において、延べ床面積が25,000平方メートル以上の病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう。以下同じ。）で、受変電設備に係る電気工事を元請（共同企業体（経常建設共同企業体を含む。以下同じ。）の構成員であつた場合は、その出資比率が20パーセント以上であつた者に限る。）として完成した実績を有すること。

なお、当該電気工事が工事成績評定を通知されている工事である場合にあつては、評定点が65点以上のものに限る。

ハ 次に掲げる要件を全て満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に専任で配置できるとともに、現場代理人を常駐で配置できること。なお、現場代理人と主任技術者又は監理技術者とは、兼務できる（10の(5)に該当する場合を除く）。

(イ) 1級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

(ロ) 監理技術者にあつては、電気工事業に係る監理技術者資格者証を有し、かつ、監理技術者講習を受講していること。

(ハ) 平成23年4月以降において、延べ床面積が25,000平方メートル以上の病院で、受変電設備に係る電気工事を元請（共同企業体の構成員であつた場合は、その出資比率が20パーセント以上であつた者に限る。）として完成したものの現場代理人、主任技術者又は監理技術者であつた実績を有する者であること。

なお、当該電気工事は、(4)ロの電気工事とは異なるものでもよく、当該電気工事が工事成績評定を通知されている工事である場合にあつては、評定点が70点以上のものに限る。

ニ 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項に規定する総合評定値（当該総合評定

値の算出に係る経営事項審査の審査基準日が一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限前1年7月以内のものであり、かつ、直近のものに限る。以下「総合評定値」という。）が、電気工事について、1,300点以上であること。

(5) 特定共同企業体の代表者以外の構成員が、次に掲げる要件を全て満たしていること。

イ 平成23年4月以降において、延べ床面積が5,000平方メートル以上の病院で、受変電設備に係る電気工事を元請（共同企業体の構成員であった場合は、その出資比率が20パーセント以上であった者に限る。）として完成した実績を有すること。

なお、当該電気工事が工事成績評定を通知されている工事である場合にあっては、評定点が65点以上のものに限る。

ロ 次に掲げる要件を満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に専任で配置できること。

(イ) 1級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

(ロ) 監理技術者にあっては、電気工事業に係る監理技術者資格者証を有し、かつ、監理技術者講習を受講していること。

(ハ) 主任技術者又は監理技術者は、平成23年4月以降において、延べ床面積が5,000平方メートル以上の病院で、受変電設備に係る電気工事を元請（共同企業体の構成員であった場合は、その出資比率が20パーセント以上であった者に限る。）として完成したものの現場代理人、主任技術者又は監理技術者であった実績を有する者であること。

なお、当該電気工事は、(5)イの電気工事とは異なるものでもよく、当該電気工事が工事成績評定を通知されている工事である場合にあっては、評定点が70点以上のものに限る。

ハ 総合評定値が、電気工事について、810点以上であること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局

山形市松波二丁目8番1号 山形県病院事業局県立病院課経営施設係 電話番号023(630)2748

なお、入札説明書は、山形県電子閲覧システムからもダウンロードすることができる。

5 入札参加資格の確認等

(1) 入札の参加を希望する者は、次に掲げる書類を、(2)に掲げる期日内に山形県電子入札システムにより提出するものとする。ただし、書面による提出の場合は、4に掲げる場所に持参又は郵送するものとする。

イ 申請書

ロ 3の(4)ニ及び3の(5)ハに係る総合評定値通知書の写し

ハ 3の(4)ロ、3の(5)イに係る施工実績を証する書類

ニ 対象工事に配置する主任技術者及び監理技術者の資格及び工事経験を証する書類

ホ 特定共同企業体にあっては、特定共同企業体協定書の写し

ヘ 特定共同企業体にあっては、特定共同企業体の代表者の権限に係る委任状の写し

(2) (1)に掲げる書類は、次に掲げる期間に受け付ける。

イ 受付期間 令和8年10月16日（金）から同年11月9日（月）まで（県の休日を除く。）

ロ 受付時間 午前8時から午後10時まで（受付期間の最終日にあっては、午後4時まで（郵送の場合は、この時刻までに4に掲げる場所に到達すること。）とする。なお、持参による場合は、県の休日を除いた、午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）の間に提出すること。）

(3) 入札参加資格の確認結果は、申請者に通知する。

(4) 競争入札参加資格者名簿（有効期限が令和9年3月31日までのものに限る。）に電気工事の資格を有する者として登載されていない者は、規則第125条第2項に規定する競争入札参加資格審査申請書（建設工事）を(2)に掲げる期間内に4に掲げる場所に持参又は郵送するものとする。

6 入札保証金及び契約保証金等

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金等

建設工事請負契約約款第4条による保証（保証金額は、契約金額の10分の1に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）とする。）を付すこと。

7 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

8 落札者の決定方法

規則第120条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり、著しく不適當であると認められるときは、当該者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者としてすることがある。

9 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 その他

(1) この契約においては、契約書の作成を必要とする。

(2) 3の(3)ニに掲げる要件を満たさない者も5の(1)に掲げる書類を提出することができるが、入札に参加するためには、入札の前までに当該要件を満たしていなければならない。

(3) 災害その他の事情により、電子入札システムに障害が生じた場合は、入札を無効とし、別途日時を指定して、書面による入札に変更することがある。

(4) この入札は、山形県建設工事等低入札価格調査制度実施要綱（以下「低入札調査要綱」という。）の規定による低入札価格調査制度を適用する。

(5) 低入札調査要綱第2条に規定する調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回った価格をもって契約する場合には、現場代理人と主任技術者又は監理技術者との兼務を認めない。

(6) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

(7) 対象工事における現場代理人は、別件工事の現場代理人との兼務を認めない。

(8) 入札参加者は、積算内訳書を入札時に提出すること。

(9) 対象工事に直接関連する他の工事の請負契約を対象工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定はない。

(10) 詳細については入札説明書による。

11 Summary

- (1) Subject matter of the contract: Construction work of the Yamagata Prefectural Chuo Hospital
- (2) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 4:00 P.M. November 9, 2026
- (3) Time-limit for tender: 4:00 P.M. December 15, 2026
- (4) Contact point for the notice: Prefectural Hospital Division, Hospital Affairs Agency, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken, 990-8570 Japan TEL 023(630)2748